

平成 30 年度 第 3 回 糸魚川市都市計画審議会 会議録

日	平成 31 年 3 月 22 日	時間	15:30~16:35	場所	市役所 201・202 会議室
件名	<p>議事</p> <p>議案第 1 号 糸魚川市都市計画マスタープランの改定について</p> <p>議案第 2 号 糸魚川市立地適正化計画の策定について</p>				
出席者 (敬称略)	<p>1 出席者 (14 人)</p> <p>猪又史博 中出文平 堀口裕子 藤田英志 杉田康一 斉木勇 田中立一 遠藤正樹 (代理出席) 吉田武 伊井一夫 木島和子 小嶋ます子 磯貝正子 平野拓二</p> <p>2 欠席者 なし</p> <p>3 市職員 (7 人)</p> <p>米田市長 (諮問・答申時のみ)</p> <p>建設課：五十嵐課長 佐藤係長 田中主査 室橋主査 岡野主査 仲川主査</p> <p>4 都市計画マスタープラン改定、立地適正化計画策定受託業者 (3 人)</p> <p>5 傍聴者 2 人</p>				
会議要旨	<p>1 開会 (15:30)</p> <p>2 市長あいさつ</p> <p>3 会長あいさつ</p> <p>4 諮問</p> <p>1. 糸魚川市都市計画マスタープランの改定について</p> <p>2. 糸魚川市立地適正化計画の策定について</p> <p>米田市長から都市計画審議会会長へ諮問</p> <p>5 議事</p> <p>議案第 1 号 糸魚川市都市計画マスタープランの改定について</p> <p>■説明 (パワーポイント画面で説明)</p> <p>【事務局】 都市計画マスタープランの改定については、庁内委員会で検討しながら市議会へも説明しつつ、3 地域で 2 回ずつ住民説明会を開催し、意見を聞きながら見直し作業を進め、前回の審議会まで 4 回にわたり概要を報告し、審議いただいていたところである。</p> <p>また、今年 1 月から先月にかけてはパブリックコメントも実施したが、その意見と、それに対する市の考え方については、議案書の参考資料 1 のとおりである。</p> <p>1 1 件の意見のうち、7 件を計画に反映することとし、その一部については、後ほどの説明の中で紹介させていただく。</p> <p>これらの意見や議論を踏まえてとりまとめた改定案が、全体構想編と地域別構想編、そしてそれぞれの概要版の冊子である。なお、参考資料の冊子を本日配付したので、後ほど確認いただきたい。</p> <p>議案の参考資料 2 が、今まで説明してきた概要を簡単にまとめたものである。全体の方向性につきましては既に審議いただいております、時間の都合もあるので、画面でその概要の大まかな部分を説明させていただく。</p> <p>都市計画マスタープランは、市の総合計画などの上位計画に即し、おおむね 20 年後の都市の姿を展望しつつ、都市計画に関する基本的な方向性を示すもので、今回の見直</p>				

しにあたっては、基本的な内容は平成19年に策定した現行のマスタープランを踏襲している。

見直しのポイントとしては、人口減少・少子高齢化への対応として、同時に策定を進めている立地適正化計画との整合や、東日本大震災や駅北大火などを踏まえた安全・安心なまちづくり、ユネスコ世界ジオパーク認定などに重点をおいて作業を進めてきた。

全体構想編の都市整備の方針を反映し、各地区のまちづくりの方針を設定している。

全体構想編の中では、都市づくりの基本理念を、第2次総合計画を踏まえ、「豊かな自然に包まれた、市民が安全に安心して暮らせる 翠の交流都市づくり」としている。

都市づくりの目標については、都市づくりの基本理念に基づき、「豊かな自然に包まれた集約型都市を目指したまちづくり」、「市民が安全に安心して暮らし続けることができるまちづくり」、「翠の文化を未来に繋ぐ交流と協働によるまちづくり」の3つとしている。

なお、パブリックコメントの意見により、冊子の中で「目標2」の説明文の防災対策の記載の部分に「豪雨災害」に関する記述を追加している。

将来都市構造図では、糸魚川市の将来の都市構造を、「ゾーン」、「軸」、「拠点」の組み合わせで整理しており、特に拠点について立地適正化計画と整合を図り、糸魚川駅周辺を中心商業・業務拠点、能生駅北側と田沢地区の須沢南交差点周辺を生活拠点（市街地）と位置付けている。

また、パブリックコメントの意見により、図に「姫川港」を表示し、矢印の先に「国内・海外」と記載した。

将来都市構造を踏まえて都市整備の方針を整理し、土地利用の方針、市街地の整備方針、都市施設の整備方針、自然環境保全・都市環境形成の方針、都市景観形成の方針、都市防災の方針の各分野で構成している。

この全体構想を踏まえて、地域別構想の見直しを行い、現行の地域別構想での11地区を、公民館単位に合わせて14地区に見直している。

時間の都合もあるので、糸魚川地区と田沢地区の2地区について、前回説明した内容になるが、簡単に概要を説明する。

糸魚川地区は、当市の中心商業・業務拠点と位置付けていることを踏まえ、まちづくりのテーマを「糸魚川市の顔として魅力あふれるまちづくり」としている。

目標は、糸魚川市の中心商業・業務拠点としての位置付けや、新幹線駅周辺のにぎわい創出という観点で設定している。

この画面が糸魚川地区のまちづくり方針図である。四角で囲んであるのが方針のうちの主なもので、囲みの色が下に示す課題の色に対応している。

土地利用として、糸魚川らしいまちなみの再生やにぎわいの創出、姫川港周辺の機能拡充・都市基盤整備、新幹線糸魚川駅を中心とした賑わいの拠点性向上、中央大通り線や糸魚川駅南線の沿道における居住環境の保全、道路・交通体系として、松本糸魚川連絡道路や関係する都市計画道路の整備、押上における新駅設置と周辺でのまちづくりの推進、公園緑地として、美山公園の適切な維持管理や姫川公園の利便性向上、都市景観形成として、糸魚川駅北側でのかつての風情ある面影を活かした景観づくり、都市防災として、木造建築物密集地域での地区の実情に応じた防火・防災対策の推進などと整理している。

田沢地区は、青海地域の生活拠点（市街地）と位置付けていることを踏まえ、まちづくりのテーマを「青海地域の暮らしを支えるまちづくり」としている。

目標は、生活基盤の維持、公共交通の確保、生活に必要なサービス機能の確保、大規模化学工場の立地などの観点で設定している。

この画面が田沢地区のまちづくり方針図である。

土地利用として、生活商業拠点としての市民生活に必要なサービス機能の確保、高畑集落北部のエリアの土地利用の充実、田海集落の工業地での操業環境の充実、須沢北部での土地利用の整序化や生活道路の拡充などの促進、道路・交通体系として、姫川左岸の道路整備、自然環境保全・都市環境形成として、青海海岸ジオサイトの自然景観の保全及び活用、都市防災として、姫川・田海川の水害対策などの促進などと整理している。

他の地区についても同様に、各地区の状況に応じてテーマ、目標及び方針を設定している。

説明は以上であるが、今後、内容の最終チェックを行い今月末に決定し、公表したいと考えている。

■質疑応答

【委員】 全体構想編の道路・交通体系の整備方針の中で、当市の地形的特徴として海岸線沿いに国道・鉄道等が整備されているが、山間部については各谷が行き止まりになっており、災害時等に心配であるので、記載されている中央バイパスや南バイパス等が必要で、特に能生地域と糸魚川地域を結ぶ路線が繋がっておらず、重点的に整備をお願いしたい。

また、歴史・文化景観について、昨年秋に鬼舞の伊藤邸が重要文化財に指定され、島道鉦泉が有形文化財に登録されているが、県内では、昔は海だった中越・下越に比べて、歴史的な遺産が多いであろう上越地方の登録が少ない状況である。その理由としては、発掘する人材不足と行政の熱意が少ないのが原因ではないかと思うので、市としてもそういうものを積極的に発掘していただきたいという要望である。

【事務局】 1点目については、指摘の内容をマスタープランとして整備する方向性を記載している。財政状況も厳しいところではあるが、関係課とも連携しながら進めていきたい。

2点目については、都市計画のマスタープランとして、これ以上踏み込んで記載するのは難しい部分もあるが、文化振興課等と連携しながら進めていきたい。

【事務局】 2点目の補足であるが、今回の見直しのポイントとして都市景観を挙げている。今までの糸魚川市は自然景観等には取り組んでいたが、今回の駅北大火があって初めて「街なみ」を意識するようになった。本来は地元からの声が湧きあがってくるのが望ましいが、建築士会が中心となったフォトコンテストの開催などが行われたところであり、市民の気づきも期待しながら、これを契機に取り組んでいきたい。

【委員】 その他の質問等はなし

（議案第1号は、諮問案のとおり改定することが適当と認める旨、答申することと決定された）

議案第2号 糸魚川市立地適正化計画の策定について

■説明（パワーポイント画面で説明）

【事務局】 こちらも都市計画マスタープランの改定と合わせて、庁内委員会で検討を進め、市議会、住民、そしてこの都市計画審議会へ説明し、意見を聞きながら作業を進め、その意

見や議論を踏まえて、計画書と概要版をとりまとめたところである。

なお、都市計画マスタープランと合わせてパブリックコメントも実施したが、立地適正化計画については意見の提出は無かった。

議案書の参考資料3で、今まで説明してきた概要を簡単にまとめている。時間の都合もあるので、画面でその概要について説明させていただく。

当市の立地適正化計画のコンセプトとなる「まちづくりの方針」について、現状分析や課題整理を踏まえ、「若者・子育て世代が快適に暮らせる中心市街地づくり」とした。

都市機能誘導区域へ誘導する誘導施設として、まちづくりの方針を踏まえ、中心市街地に必要で、若者・子育て世代の移住・定住の促進に資する施設という視点から検討し、誘導施設の方向性について、3つに整理した。

検討の結果、次の5種類の施設を誘導施設に設定した。

1つ目が、300平方メートル以上の子育て支援センター、2つ目は、1,500平方メートル以上の図書館、3つ目は保健センター、4つ目は、銀行・信用金庫・労働金庫・信用組合であるが、これについては、都市機能誘導区域外での生活利便性を維持するため、区域外にある既存施設は同一敷地での建替え、そして能生、青海地域の既存施設は、各地域の居住誘導区域への移転を認めることとしており、そのために必要となる条例を定める作業も今後進めていく。

5つ目は、1,200平方メートル以上の観光交流施設で、ジオパルやヒスイ王国館を維持していくために設定するものである。

誘導区域設定の考え方については、都市機能誘導区域については、糸魚川駅を中心に設定する。

居住誘導区域については、糸魚川・能生・青海地域に設定し、公共交通を利用しやすい利便性の高いエリアに居住の誘導を図るものである。

都市機能誘導施策については、誘導施設の立地促進、特定用途誘導地区などの都市計画的な各種制度の活用、誘導施設の複合化、市による誘導施設の整備、維持、糸魚川駅を中心とした賑わいの創出、空き店舗・空き家を活用した雇用創出、公共交通の充実による中心市街地へのアクセス向上、空き家・空き地の活用の促進の8つを挙げている。

居住誘導施策は、空き家のリフォーム・取得に対する支援、民間住宅家賃への助成、公営住宅の入居要件の見直し、身近で安全・安心な公園の充実、誘導区域における交通利便性の向上の5つを挙げている。

土地の購入に対する支援、開発行為に対する支援、寄宿舍等の整備に対する支援については、今後庁内で検討を行った上で、居住誘導施策としていくか判断していきたい。

また、これらの施策以外でも効果的なものがあれば、検討の上、随時実施していきたいと考えている。

誘導区域や誘導施設に関わる届出制度については、前回は説明しましたので、後ほど確認いただきたいが、届出が出された際に、市は必要な調整や勧告を行うことができるという制度になっている。

目標値と効果については、前回の審議会の際は、国交省と協議中の案を説明したが、その後の協議で変わった部分もあるので、その内容を説明する。

1つ目は、居住誘導区域内で、若者・子育て世代の目安とする39歳以下の人口を、20年後も維持するものである。平成27年は4,207人で、このまま何もしなければ

ば、20年後に1,043人減少し、3,164人となる予測であるが、この計画の推進により4,207人を維持することを目標とする。

2つ目は、国の指針で定めなければならないとされている人口密度の目標である。下のグラフの青い線がこのまま何もしない場合の人口密度の今後20年間の推移で、1ヘクタールあたりの人口密度は26.5人になる。先ほどの39歳以下の人口維持が達成できた場合が緑の線で29.5人になる。これに加え40歳以上の減少の抑制も加味して、黄色の線を目指して設定するもので、30.2人を目指すものである。

3つ目は、これも定めなければならないとされている、公共交通の利用に関する目標で、都市機能誘導区域内のバス停の1日の乗降人数500人を20年後も維持し、人口が減少する中でも、人の往来を維持することを目指すものである。

目標達成による効果の1つ目は、若者・子育て世代にとっての利便性が高まることで、子育てしやすさの満足度について、第2次総合計画策定の際の市民アンケートにおける37.4パーセントが55パーセントに上昇することを期待するものである。

2つ目については、人の往来の維持と中心市街地の活性化により、都市機能誘導区域内の創業が継続的に進み、創業支援補助金の交付件数が20年間で70件に達することを期待するものである。

3つ目については、人口一人あたりの財政支出額の全国平均値において、人口密度が高いほど、一人あたりの財政支出額が低下するという相関関係があることから、このまま何もしない場合の人口密度による財政支出額と、居住誘導の目標が実現した場合の人口密度による財政支出額を算出し、その差額を積算することで、20年間で約5億円の縮減を期待するものである。

計画の評価と見直しについては、おおむね5年ごとに進捗状況の調査、確認を行い、計画の評価等を実施し、この都市計画審議会へも評価結果を報告し、意見をいただいた上で、必要に応じて計画の見直しを行っていきたいと考えている。

本計画についても、今後、内容の最終チェックを行い今月末に決定し、公表したいと考えている。

今回策定する立地適正化計画の説明は以上であるが、来年度に計画の変更が必要となるので、その経過について報告する。

国から、昨年夏に市街地の空洞化対策として新たに制度化した制度について、本計画に記載するよう要請があった。本日はその内容の説明は行わないが、低未利用地を集約し活用するための2つの制度で、この制度を使うためには、その方針や指針をこの立地適正化計画に記載しておく必要がある。

国からは、昨年 of 年末に要請があったが、既に住民説明会や前回の都市計画審議会が終わっており、改めて住民説明や報告のための審議会を開催しては、その後のパブリックコメントや、諮問を行う今日の審議会が遅れてしまい、今年度中の策定ができなくなることから、その方針や指針を記載せずに一旦予定どおりに策定し、来年度変更で追加することとしたものである。

変更内容の詳細については、来年度の7月で委員の任期が終わるので、改選後の審議会で説明し、審議いただきたいと考えている。

■ 質疑応答

【委員】 5つの誘導施設の中では子育て支援施設がポイントだと思うが、話せる範囲で良いの

で、今後の整備方針について説明して欲しい。

【事務局】 子育て支援施設については、駅北大火の復興の拠点としても話が出ているが、立地適正化計画としては市全体の居住誘導を見据えた中で、都市機能誘導区域の中に誘導したいと考えており、復興計画と同じ方向性となっているとしか言えない状況である。

復興の中でも市民会議等で議論している状況であるが、仮に復興で子育て支援施設の整備が無くなったとしても、都市機能誘導区域の中に誘導してくることで、若者・子育て世代が快適に暮らせる中心市街地を実現するというのが本計画の考え方である。

【委員】 押上の新駅の周辺にも居住誘導区域を設定するが、南押上や東寺町地区では、約20年前に市が土地区画整理事業の計画をしたが、地元の同意が得られず頓挫した形になっており、民間開発の進行で行き止まり道路が多くなってきたので、再度区画整理に取り組むか、狭隘道路の改良を進めてもらいたい。

【事務局】 指摘のとおりであり、土地区画整理事業の計画については地元同意が得られず2回頓挫している。都市計画マスタープランを改定し、本計画を策定した後は、誘導区域内の低未利用地の活用が課題であり、市としても土地区画整理事業や道路整備ができれば良いとは思いますが、2回も頓挫している話を再度持ちかけるのは難しいと考えている。時代や世代が変わって、逆に地元から区画整理の話が出てくれば相談させて欲しい。

【事務局】 現時点では、過去に区画整理ができなかった場所に大々的に区画整理や開発を行う考えは無い。今後入口が塞がり使えなくなるような場所ができれば、将来的な道路網の整備も考えなければならないが、市が力を入れなければならないのは、活用できる空き家に住んでもらうことで人口密度の低下を抑えることであると考えている。

【委員】 その他の質問等はなし

(議案第2号は、諮問案のとおり改定することが適当と認める旨、答申することと決定された)

7 答申

都市計画審議会会長から米田市長へ答申

8 閉会 (16:35)